

資料2

新型インフルエンザ(A/H1N1) ワクチン接種事業について

平成22年9月14日

厚生労働省健康局結核感染症課

平成22年8月27日

厚生労働省

新型インフルエンザ（A/H1N1）に対する厚生労働省の取組について

厚生労働省においては、昨年4月に新型インフルエンザ（A/H1N1）が海外で発生して以降、死亡者や重症者の数を最小限にすることを最大の目標として掲げ、その対策に全力で取り組んできた。

こうした中、本年8月10日、世界保健機関（WHO）は、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行状況の段階について「ポストパンデミック」とする旨を声明し、日本を含め世界的な状況としては、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）は季節性インフルエンザと同様の動向となりつつあるとした。同時に、警戒の継続が極めて重要であるとして、ポストパンデミック期において、サーベイランスやワクチン接種、医療提供に努めることを勧告した。

厚生労働省としては、こうしたWHOの勧告の趣旨や、国内での今年度（2010/2011シーズン）における再流行の可能性は続いていること、ウイルスによる重症化等のリスクが変わるものではないこと等を踏まえ、引き続き、国内における再流行への警戒を怠らず、まん延予防等に万全を期するものとする。

こうした観点から、厚生労働省では、引き続き、重症患者増加の可能性等を踏まえた必要な医療体制の構築や、感染予防の呼びかけ等に努めるとともに、別紙のとおり、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）に係るワクチン接種事業を、今年度は引き続き応急的に行うこととする。

また、ウイルス動向や流行予測等のサーベイランスや必要な調査等も継続して行い、その状況等を踏まえた上で、季節性と異なる大きな流行等の特別の事情が生じない場合は、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）について、今年度末を目途に、感染症の予防及び感染症の

患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨の公表をし、通常の季節性インフルエンザ対策に移行するものとする。

また、今後とも、厚生労働省としては、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）について、正確な情報をできるだけ迅速にわかりやすく国民の皆様に提供していくことに努めるものとし、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応については、必要に応じ見直しを行っていくものとする。

(別紙)

平成 22 年度 (2010/2011 シーズン) における
新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン接種について

- 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ (A/H1N1) について、WHO が若年者を含め重篤化する可能性を警告していることや、ワクチン接種を強く推奨していること等を踏まえ、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと等を目的として、すべての国民に対して、新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン接種を引き続き実施する。
- ただし、ワクチンの供給量が十分 (注1) であると見込まれることから、国と契約を締結した受託医療機関がワクチンを市場から購入する方式にするとともに、優先的に接種する対象者についても定めないこととする (注2)。
 - (注1) 本年 11 月までは昨年度からの国在庫の 1 価ワクチンが 7,300 万回分以上あり、さらに今年度の 3 価ワクチンが最大で 2,900 万本 (5,800 万回分) 程度生産される見込み。
 - (注2) 2009/2010 シーズンにおいては、医療従事者、妊婦及び基礎疾患を有する者、1 歳～小学校低学年に相当する年齢の者、1 歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等、小学校高学年・中学生・高校生に相当する年齢の者、65 歳以上の高齢者について優先的に接種することとされた。
- また、新型 (A/H1N1) と季節性 (A/H3N2 及び B 型) の 3 つの株が混合された 3 価ワクチンが製造・供給されることから、予防接種法 (昭和 23 年法律第 68 号) に基づく季節性インフルエンザワクチン接種 (二類定期接種) の実施主体である市町村が、接種費用の設定や受託医療機関の確保を行うこととする。
- 低所得者に対する費用助成措置については引き続き実施する。
- ワクチンの安全性・有効性に関する情報提供を行うとともに、ワクチン接種に伴い健康被害が生じた場合には、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法 (平成 21 年法律第 89 号) に基づく救済措置を講じる。

新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る世界的状況及び我が国の状況

I WHO事務局長「ポストパンデミック」声明(概要)

1. 新型インフルエンザの現在の状況について

- フェーズ6から、ポストパンデミック(大流行後)の状態に移行してきている。
 - ・専門家による緊急委員会が、世界の感染状況や現在流行中の国々の報告を勘案して行った勧告に基づき、事務局長が発表。
 - ・現在、世界的には、パンデミック期にみられた特徴とは異なり、季節性の流行の特徴がみられる。
 - －季節外れの流行が見られない
 - －流行の規模が季節性と同程度
 - －多くの国では、複数のインフルエンザウイルスが混在
 - ※ 新型インフルエンザのパンデミックでは、季節外れに、大規模な流行がみられ、他のインフルエンザウイルスが流行しないという特徴があった。
 - ・いくつかの地域では、人口の20～40%が感染し、一定の免疫を獲得したことが示された。多くの国で、ハイリスク群等に、高い割合でワクチン接種が実施された。

2. 今後の予測

- H1N1ウイルスは季節性インフルエンザと同様な動向を示すようになり、今後数年間は世界で流行が続くと予想。
- 様々な規模の地域限定的な流行が起こり、重大な感染を起こす可能性がある。
- ポストパンデミック初期の状況は予測不可能。
 - ・今後も若年層にも重症化がみられると思われる。
 - ・パンデミック期に重症化しやすいとされたハイリスク者は、引き続き高いリスクにあると想定。
 - ・パンデミック期には、通常の季節性の流行ではみられにくい重篤なウイルス性肺炎を発症した人がいるが、こうした傾向が続くかどうかは不明。

3. 今後の取るべき対応

- 今後もさらなる警戒が必要。
- WHOは、ポストパンデミック期においても引き続き、サーベイランス、ワクチン接種、医療提供の実施を勧告。

II 現在の我が国の状況

- ① これまでに、約2,100万人の患者が受診したと推計され、また、約1,800万人がワクチン接種を受けたと推計されるなど、国民の一定数は新型インフルエンザ(A/H1N1)に対する免疫を獲得していると考えられる。
- ② 今年、4月以降現在までのところ、昨年のような季節外でのインフルエンザ様疾患の流行的発生は見られていない。また、少数ながら発生した患者から検知されたインフルエンザウイルスは、海外と同様、季節性インフルエンザ(A/H3N2、B)と新型インフルエンザ(A/H1N1)が混在している。
- ③ このため、我が国においても、パンデミック状況は去ったと考えられる。ただし、新型インフルエンザ(A/H1N1)のウイルスは引き続き存在しており、今年度(2010/2011シーズン)における流行的発生に対して警戒を要する状況である。

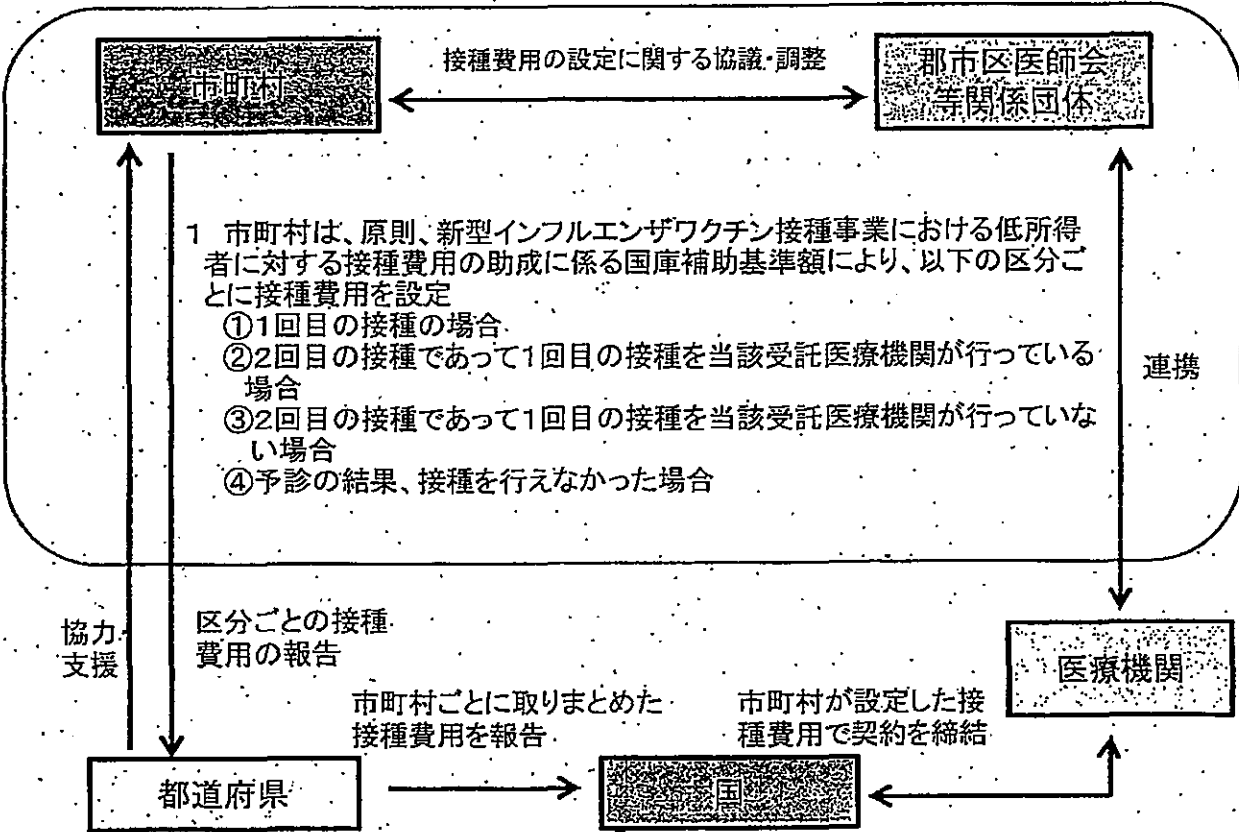
10月以降の新型インフルエンザワクチン接種事業の概要

下線部が昨年度との変更点

- 1 実施主体 国
※新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱に基づく
- 2 対象者 すべての国民（優先接種対象者は定めなし）
- 3 接種期間 10月1日～新臨時接種開始時(別途厚生労働大臣が指示)
- 4 接種費用 市町村が設定（新臨時接種に移行するという前提であること、高齢者の二類定期接種の実施主体であることから、市町村が設定）
- 5 接種実施医療機関 国が接種実施医療機関と契約
※4と同様の理由から、接種実施医療機関の確保は市町村が行う。
- 6 ワクチン流通 市場流通
- 7 低所得者負担軽減措置 国庫補助事業
※平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成臨時補助金
 - 実施主体 市町村
 - 補助単価
 - ・1回目の接種の場合 3,600円 (1,800円)
 - ・2回目の接種であって、1回目の接種と同一医療機関で接種する場合 2,550円 (2,550円)
 - ・2回目であって、1回目の接種と異なる医療機関で接種する場合 3,600円 (3,600円)
 - ・予診の結果、接種を行えなかった場合 1,790円 (900円)

※()は、予防接種法に基づく二類定期接種の対象者の額
- 負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- 8 健康被害救済 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法による(国10/10)
- 9 副反応報告 医療機関から国に直接報告

接種費用の設定について



1 接種費用の設定について

- (1) 市町村は、原則として、新型インフルエンザ(A/H1N1) ワクチン接種事業における国庫補助基準額(下表)により、当該市町村に所在する医療機関において接種する場合の接種費用(当該市町村に居住しない者が接種を受けた場合を含む)を設定する。
- (2) (1)にかかわらず、従来から実施している季節性インフルエンザワクチン接種における接種費用との整合性を勘案し、市町村の判断により、表で示した基準額と異なる接種費用の設定をすることは可能である。
 その際、二類定期接種対象者とそれ以外で異なる接種費用を設定することも差し支えない。
- (3) また、公費負担の対象とならないもの(二類定期接種対象者又は新たな新型インフルエンザ(A/H1N1) ワクチン接種事業における低所得者に対する接種費用の助成対象者のいずれでもないもの)については、市町村ごとに、以下のいずれかを選択することも可能である。
 - ア 上記(1)で設定した額(2)により国庫補助基準額と異なる接種費用を設定した場合はその額とする。
 - イ 市町村が設定した接種費用の額を上限として、医療機関ごとに、従来の任意の接種費用を勘案した額を徴収する。

(表)新型インフルエンザ(A/H1N1) ワクチン接種事業における国庫補助基準額

	基準額(*)
1 1回目の接種の場合	3,600円
2 2回目の接種であって、1回目の接種を当該受託医療機関が行っている場合	2,550円
3 2回目の接種であって、1回目の接種を当該受託医療機関が行っていない場合	3,600円
4 予診の結果により接種を行えなかった場合	1,790円

(*) 新たな新型インフルエンザ(A/H1N1) ワクチン接種事業における低所得者に対する接種費用の助成に係る65歳未満の国庫補助基準額である。

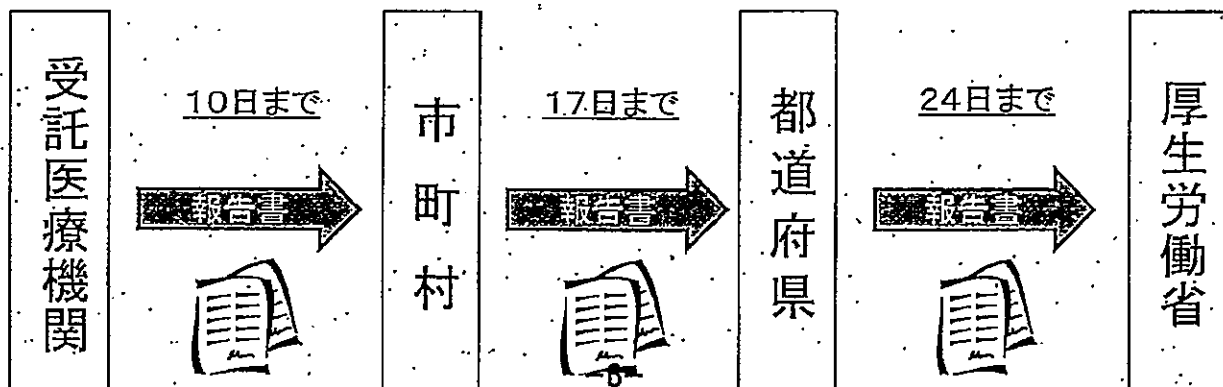
2 市町村外の医療機関で接種する場合の接種費用について

被接種者が他の市町村において接種を受けた場合の接種費用を、被接種者が居住する市町村の接種費用とするなどの合意を複数の市町村間で行う場合には、その合意内容により設定した接種費用とする。

被接種者数の把握について

- 新型インフルエンザワクチン接種者数については、「受託医療機関における新型インフルエンザ(A/H1N1) ワクチン接種実施要領」(平成21年10月13日付厚生労働省発健1013第4号厚生労働事務次官通知)に基づき、期限までに厚生労働省への報告を求めるところ。
- しかし、現状は報告が遅れたり、報告をいただけない受託医療機関が多数ある。
- 早急に副反応の発生頻度を把握することが行政として必要であり、10月1日以降は、報告様式を「19区分」から「8区分」に、報告頻度を「毎月」から「10月、11月、12月、1月～3月」の4回とする。

◆事務の流れ



新型コロナウイルス接種者報告書(委託医療機関用)

新型コロナウイルス接種者報告書(委託医療機関用)

委託医療機関名							
報告期間(二つに〇)	(平成22年) 10月 11月 12月 (平成23年) 1月~3月						
接種者数	国内産ワクチン						輸入ワクチン(GSK社製ワクチン)
	3回ワクチン			1回ワクチン			
	1回目	2回目	合計	1回目	2回目	合計	
性別							
15歳未満の者 (うち基礎疾患を有する者)	()	()	()	()	()	()	()
15歳~64歳の者 (うち基礎疾患を有する者)	()	()	()	()	()	()	()
65歳以上の者 (うち基礎疾患を有する者)	()	()	()	()	()	()	()
合計							

※()内には、各年齢区分ごとの接種者数のうち、「基礎疾患を有する者」をご記入すること。

委託医療機関名							
報告期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日						
接種者数	国内産ワクチン						輸入ワクチン GSK社製ワクチン ノバルティス社製ワクチン
	3回ワクチン			1回ワクチン			
	1回目	2回目	合計	1回目	2回目	合計	
医療従事者	65歳未満の者						
	65歳以上の者 社						
基礎疾患を有する者	1歳~小学校3年生						
	小学校4年生~6年生						
	中学生及び高校生の年齢該当者						
	高校生以上相当~65歳未満の者						
	65歳以上の者 社						
性別							
1歳~小学校3年生							
小学校4年生~6年生							
中学生							
高校生の年齢該当者							
65歳以上の者							
15歳未満の者							
上記以外の者							
合計							

注)医療従事者、基礎疾患を有する者、接種に比した者については、それ以降の年齢区分に計上する必要はない
(例:65歳以上の医療従事者は「医療従事者」区分のみ計上すればよい。)